

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月17日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 南原 啓太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

約定日^{*}の基準価額とします。

* 約定日は、原則として各受付期間^{**}の最終日から起算して6営業日目（各受付期間の最終日を1営業日目として起算）とします。

** 各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。

・約定日についての詳細は、「第二部 ファンド情報 / 第1 ファンドの状況 / 1 ファンドの性格 / （１）ファンドの目的及び基本的性格 / ファンドの特色 / 追加的記載事項」をご覧ください。
基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

約定日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。ただし、金額指定での申込みのみの受け付けとなり、口数指定での申込みは受け付けません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年2月18日から2026年8月17日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として米国の株式および株式関連証券等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル			
大型株	年2回	日本			ブル・ベア型
中小型株	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり ()	
一般	年6回	欧州			条件付運用型
公債	(隔月)	アジア			
社債	年12回	オセアニア			
その他債券	(毎月)	中南米			
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)			
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ))))		エマージング			その他 ()
資産複合 ()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ))))))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

- 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1

世界有数のヘッジファンドであるツーシグマ*¹が実質的な運用を行い、定量モデル運用において高度な専門性を活用します。

*1 米ドル建て外国投資証券シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券(以下、主要投資対象ファンド)の運用を行うツーシグマ・インベストメンツ・エル・ピーとその関連会社を指します。

2

「米国株式マーケット・ニュートラル戦略」により、市況に捉われずに収益の獲得を目指します。

■ 上場株式等の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせ、市場全体の動きに対する影響度をできる限りゼロに近づけることにより、市場全体の騰落率に大きく左右されずに収益を確保することを目指す投資手法です。

■ 本投資戦略による投資対象は、米国の株式および株式関連証券等です。

3

主要投資対象ファンドは、シュローダーが設定したヘッジファンド・プラットフォーム「Schroder GAIA」*²を通じて提供され、シュローダーの厳格かつ重層的なリスク管理能力が活用されています。

*2 Schroder GAIAとは、シュローダー・グループがヘッジファンドを選定し、管理、提供するルクセンブルグ籍外国投資法人を指します。

4

実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※上記1～3については、ファンドが実質的に投資する主要投資対象ファンドの内容を含みます。

運用プロセス



*上記はシュローダー・ツースigma・ダイバーシファイド・マザーファンド(以下「マザーファンド」)の投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー GAIA ツースigma・ダイバーシファイド クラスC投資証券」にかかるツースigma・インベストメンツ・エル・ピー(投資運用会社)とシュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ) エス・エイ(ファンド管理会社)の運用体制です。

*上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

■ ツースigma・インベストメンツ・エル・ピー*の概要

ツースigma・インベストメンツ・エル・ピー(Two Sigma Investments,LP)は、米国を拠点とするリミテッド・パートナーシップで、定量モデル運用において高度な専門性を有するヘッジファンドです。

2002年に投資顧問業務を開始し、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。

*投資運用会社の組織変更により、2026年1月1日付でツースSigma・アドバイザーズ・エル・ピーから名称変更を行いました。



資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
主として米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券
「シュローダーGAIAツースigma・ダイバーシファイド クラスC投資証券」
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI投資証券」

*「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



*投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

※「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

分配方針

年1回の決算時（原則11月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										分配	

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

購入・換金申込受付について

購入・換金申込の受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。 ■約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。
約定日	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目（各受付期間の最終日を1営業日目として起算）
購入・換金申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ■国内の休業日 ■以下の(1)から(4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中（各週*の前週の金曜日から各週の木曜日まで）の各日 *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。 <ol style="list-style-type: none"> (1)各週の木曜日（各受付期間の最終日）が国内の銀行休業日に該当する場合 (2)各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日（土曜日および日曜日を除く。）に該当する場合 (3)各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合 (4)各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合

- 基本的な例 購入時の例：受付期間に購入の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となります。約定日は各受付期間最終日から起算して6営業日目になります。
- 換金時の例：受付期間に換金の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となり、換金代金支払日以降に換金代金をお支払いいたします。（換金代金の支払いは原則として約定日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。）



■ ファンドの購入・換金申込不可日がある場合の例

申込不可(1)について

購入・換金申込不可日(1)の場合に該当

・受付期間の最終日である木曜日が国内の銀行休業日に該当するため申込不可となります。

申込不可(2)について

購入・換金申込不可日(2)の場合に該当

・受付期間の最終日の週の金曜日（申込受付日の属する週）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日に該当するため申込不可となります。

申込不可(3)について

購入・換金申込不可日(3)の場合に該当

・受付期間の最終日の翌日（金曜日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当するため、申込不可となります。

申込不可(4)について

購入・換金申込不可日(4)の場合に該当

・受付期間の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当するため、申込不可となります。

※上記は一例ですので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

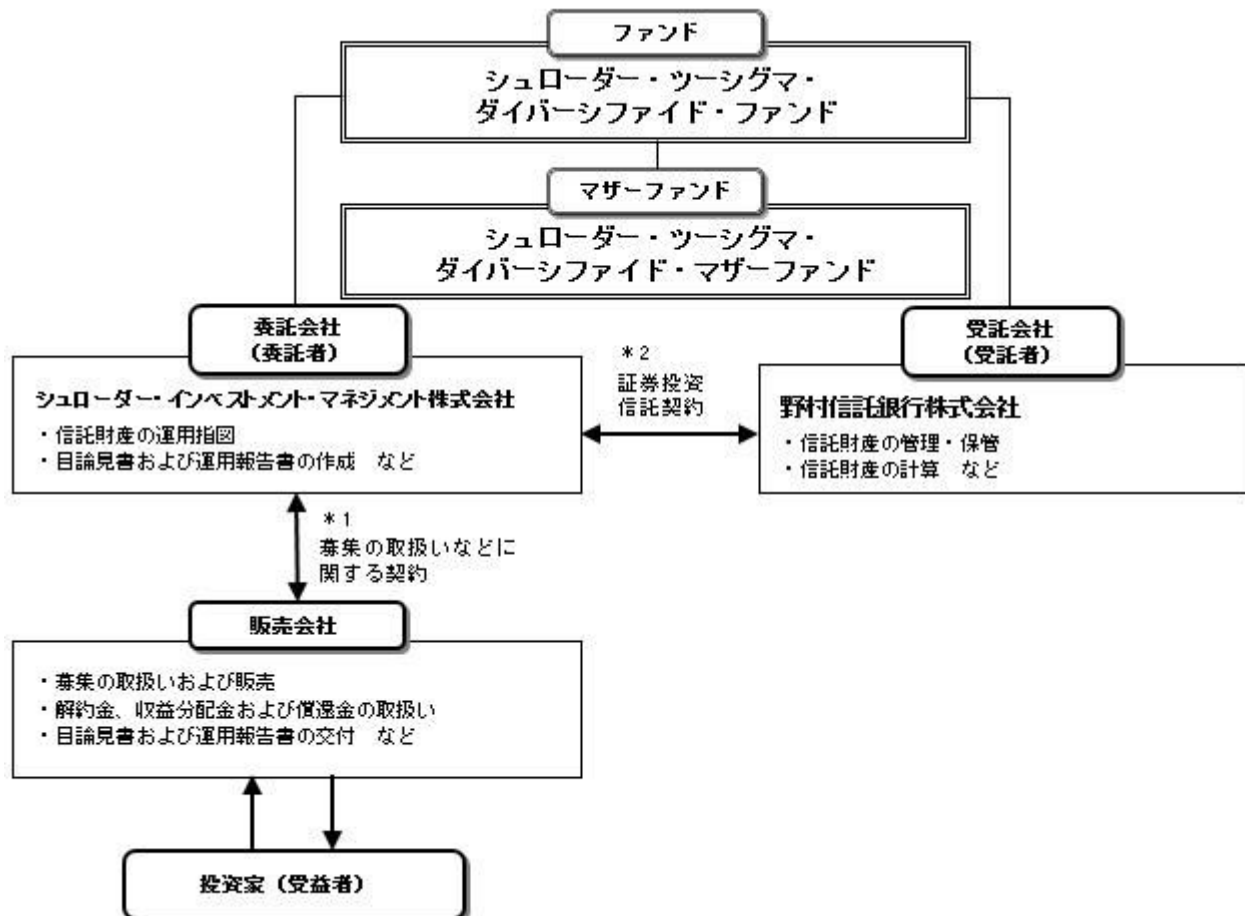
(2) 【ファンドの沿革】

2022年12月15日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- *1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- *2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2025年11月末現在）

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

1985年12月10日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

1991年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

1997年 4月 1日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

2007年 4月 3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

2012年 6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に主として、米国の株式および株式関連証券等に投

資することによって信託財産の成長をめざします。
 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
 短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。
 マザーファンド受益証券の投資比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
 資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形

ハ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1)および2)の証券または証書の性質を有するもの

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、2)の証券および3)の証券または証書で2)の証券の性質を有するものならびに5)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、次に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、有価証券売却等の指図、資金の借入れ、担保権等の設定を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	有価証券を主要投資対象とする投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資を行います。なお、短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）に直接投資する場合があります。

投資態度	主として、米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券と、短期金融資産等に投資する投資信託証券への投資を行います。これらの投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」*または「投資対象ファンド」といいます。）は別に定めるものとします。指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市場動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券（以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。）への投資割合を高位に保つことを基本とします。指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。資金動向、市場動向、信託財産の規模等に急激な変化が生じたとき、ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少したとき等には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。デリバティブの直接利用は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

*「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

投資割合を高位に保つことを基本とする投資信託証券（主要投資対象ファンド）

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」

その他の投資信託証券

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券」

< 参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要 >

2026年1月現在における投資対象ファンドの概要です。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

今後、記載内容が変更となる場合があります。

ファンド名	シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 米ドル建て
主な投資対象	米国の株式、株式関連証券

運用の基本方針 および主な投資制限	<p>米国の株式、株式関連証券に投資することにより、手数料控除後にプラスのリターンを提示することを目指します。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <p>・ファンドはアクティブ運用され、資産の75%以上を米国の株式および株式関連証券ならびにこれらの商品に投資する投資ファンドに直接またはデリバティブを通じて間接的に投資します。</p> <p>・投資運用会社は、モデル駆動型の投資アプローチを実行する精巧なコンピュータシステムを使用して元本成長の提供を目指します。</p> <p>・ファンドは、米国株式マーケット・ニュートラル戦略により運営します。</p> <p>・米国株式マーケット・ニュートラル戦略は、株式市場で過小評価されている株式と過大評価されている株式の買建てと売建てを組み合わせることによって利益を追求します。</p> <p>・ファンドは、投資利益の達成、リスクの軽減（金利および通貨リスクの管理を含む）または資産のより効率的な運用を目的として、買建て売建て共にデリバティブ（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む）を幅広く使用します。</p> <p>・ファンドがトータル・リターン・スワップと差金決済取引を使用する場合の原資産は、ファンドの投資目的と投資方針に従って直接投資する可能性のある商品やインデックスで構成されます。</p> <p>・特にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引は、買い建て売り建てのエクスポージャーを得るため、または株式および株式関連証券のエクスポージャーをヘッジするために使用されます。</p> <p>・トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のグロス・エクスポージャーは資産の130%を超えず、資産の60%から120%の範囲に収まる見込みです。状況によっては、この比率が高まる場合があります。</p> <p>・買建て売建てを組み合わせた場合、ファンドは買越し（ネット・ロング）または売越し（ネット・ショート）になる場合があります。</p> <p>・ファンドは、投資目的を達成するため、資金管理のため、もしくは不利な状況に備えて、現金を保有し、短期金融資産および現金以外の流動資産に投資することがあります。</p> <p>・ファンドは、資産の最大10%をオープン・エンド型投資ファンドに投資することがあります。</p> <p>・ファンドは運用残高に上限が設けられることがあり、そのため、ファンドまたは一部のシェア・クラスは、追加設定またはスイッチングの受け付けを止めることがあります。</p>						
投資運用報酬	年率1.40%（消費税等はかかりません）						
成功報酬	ファンドの計算期間末（9月30日）におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマーク（前期の計算期間末におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前））を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。						
その他費用	ファンドの純資産総額に対して年率0.43%程度（実績値）を保管報酬、弁護士費用および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用状況等によって変動することがあります。						
決算日	9月30日						
設定日	2016年8月24日						
ファンドの関係法人	<table border="1"> <tr> <td>管理会社</td> <td>シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ</td> </tr> <tr> <td>投資運用会社</td> <td>ツーシグマ・インベストメンツ・エル・ピー*</td> </tr> <tr> <td>保管会社</td> <td>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ</td> </tr> </table>	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ	投資運用会社	ツーシグマ・インベストメンツ・エル・ピー*	保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ
管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ						
投資運用会社	ツーシグマ・インベストメンツ・エル・ピー*						
保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ						

* 投資運用会社の組織変更により、2026年1月1日付でツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピーから名称変更を行いました。

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

その他費用については、本書作成時点で入手しうる投資対象ファンドの年次報告書（アニュアル・レポート）の記載に基づきます。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/米ドル建て
主な投資対象	米ドル建ての短期金融資産

運用の基本方針 および主な投資制限	<p>ファンドはアクティブ運用され、主として米ドル建ての短期金融資産（S&Pグローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上）への投資を通して、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であるものを前提とします。</p> <p>元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ・現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。 	
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。</p>	
決算日	12月31日	
設定日	2002年7月4日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

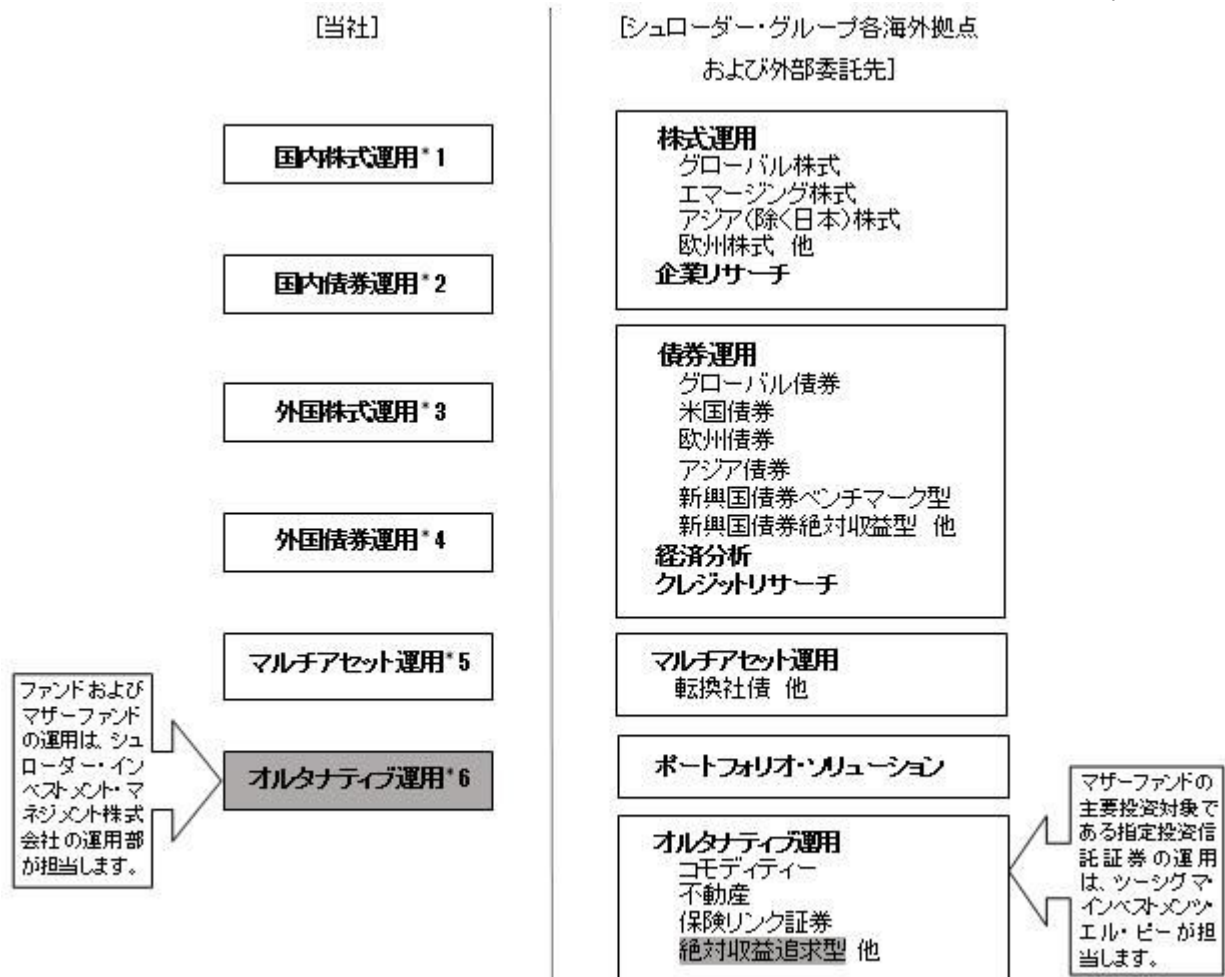
上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

（３）【運用体制】

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（オルタナティブ運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループおよび外部委託先を包括する運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社および外部委託先）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部やプロダクト・マネジメント部に必要な措置を講じるよう求めます。

流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

受託銀行に関する管理体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は2026年1月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時（毎年11月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が上記1)の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。
- 6) 公社債の借入れの指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを低減するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額と信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを低減するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 9) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 10) 担保権等設定にかかる確認的規定

イ) 委託者は、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、外国為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権等の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権等の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができ

ます。

ロ) 担保権等の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ないません。
- 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではありません、それ以外のリスクも存在する場合がありますことにつきご留意ください。

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

株式マーケット・ニュートラル戦略に関するリスク

主要投資対象ファンドにおいては、現物有価証券、先物取引や為替予約取引等の買建てや売建てを行うため、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行った場合、レバレッジがかかった状態となり、基準価額が大きく変動する要因となります。投資対象ファンドは、先物取引等の買建てあるいは売建てを構築することで市場動向によらずに収益の獲得を目指すため、パフォーマンスは投資運用会社の能力に依存し、市場動向に関わらず収益が得られなかったり、損失が発生する可能性があります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。また、主要投資対象ファンドにおいても、資産のより効率的な運用を目的として積極的に為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

デリバティブ取引のリスク

主要投資対象ファンドにおいては、デリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、組入有価証券等の下落要因となります。

組入有価証券等の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買するにあたって、その市場規模や取引量が小さい等の流動性が低い市場で取引することとなった場合、本来想定される投資価値とは乖離した低い価格水準での売買となったり、適時に売買できなかつたりする等して、不利な取引となる可能性があります。この場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、流動性リスクの影響を受けます。

< その他の留意事項 >

換金に関する制限

- 1) 信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込みを受付けません。
 - ・ 国内の休業日

- ・以下の（１）から（４）のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中（各週^{*}の前週の金曜日から各週の木曜日まで）の各日
 - *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。
 - （１）各週の木曜日（各受付期間の最終日）が国内の銀行休業日に該当する場合
 - （２）各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日（土曜日および日曜日を除く。）に該当する場合
 - （３）各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
 - （４）各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合

2)大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。流動性リスクに関する留意事項

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

繰上償還に関する留意事項

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 1)ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- 2)分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 3)分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 4)投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回るようになった場合、市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断したとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

買付・換金の中止

金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けたそれらの申込みの受け付けを取り消すことがあります。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

定量モデルを用いた運用手法に関する留意事項

主要投資対象ファンドにおいては、投資運用会社独自のテクノロジーまたはライセンスを受けたテクノロジーのほか、特定の定量的投資戦略（定量モデル）を使用します。市場環境の変化等を受けて定量モデルは更新され、使用するテクノロジーやビッグデータも変更されますが、テクノロジーや戦略が機能しない時などには、これらに依存しないファンドよりも、ファンドの投資目的を達成しようとする投資運用会社の能力に重大な影響を与える場合があります。

運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市場動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意事項

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した

証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

外国為替取引に関する留意事項

ファンドは、ISDAマスター契約を締結せずに特定の為替ブローカーとの間で外国為替取引を行うことがあります。ISDAマスター契約を締結しない外国為替取引においては、為替ブローカーが倒産した場合、ファンドはISDAマスター契約に基づくクローズアウト・ネットリング（取引の期限前終了と一括清算）の権利を行使することができず、その結果、ファンドに評価益がある外国為替取引に係る支払義務を為替ブローカーが履行せず、ファンドに評価損がある外国為替取引に係る為替ブローカーに対する支払義務の履行を為替ブローカーの破産管財人等から求められる（「チェリーピッキング」といいます。）可能性があります。為替ブローカーが倒産した場合、ISDAマスター契約を締結していない取引から生じる損失は、すべて受益者に帰属します。

特定の外国為替取引は、為替ブローカーの日本における子会社を通じて行う必要があり、これらの子会社が格付を取得していない、または投資適格未満である場合があります。このような場合、外国為替取引に基づく子会社の債務について、親会社の保証を得ることができない可能性があります。

また、為替ブローカーとISDAマスター契約やその他の取引書類を締結しないことにより、委託会社がファンドに代わって、為替ブローカーの取引条件で外国為替取引を実施し、その取引条件の下でファンドに代わって特定の表明、保証および補償に同意したとみなされることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意事項

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入る有価証券等の売買が行われた場合等には、組入る有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

（２）リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

<シュロダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュロダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュロダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

<流動性リスク管理>

流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

内部牽制体制の整備状況

シュロダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュロダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュロダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュロダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）^{*} 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。

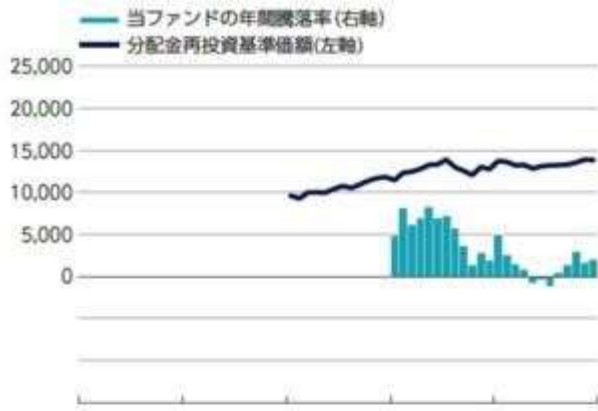
^{*} グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

上記体制は2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年12月末～2025年11月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
※年間騰落率は、2023年12月から2025年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年12月末～2025年11月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2020年12月から2025年11月の5年間(当ファンドは2023年12月から2025年11月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)
 - 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
 - 日本国債 … NOMURA-BPI国債
 - 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
 - 新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み, 円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依頼されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、JP, Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP, Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

約定日の基準価額に3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.638%（税抜0.58%）を乗じて得た額とします。
運用管理費用（信託報酬等）の配分
運用管理費用（信託報酬等）の配分は、以下の通りとします。

配分(年率/税抜)	役務の内容
委託会社 0.15%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社 0.40%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社 0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、マザーファンドが組入れる主要投資対象ファンド「シュローダーGAIAツォシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」に係る運用管理費用として投資運用報酬（年率1.40%^{*}）と成功報酬^{**}が別途かかります。
したがって、投資者が実質的に負担する信託報酬等は年率2.038%（税抜1.98%）+ 成功報酬となります。

^{*} 消費税等はかかりません。

^{**} 主要投資対象ファンドの計算期間末（9月30日）における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマーク（前期の計算期間末における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前））を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。

成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

組入る有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

上記 および に準ずる費用であり受益者の負担として信託財産中から支弁するのが相当であると委託者が合理的に判断する費用およびこれらに係る消費税等相当額

上記 に規定する信託事務の処理に要する費用のうち、以下のその他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1) 監査費用
- 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3) 目論見書の作成および提供費用
- 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成および提供費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用
- 11) 上記1) から10) に準ずる費用であり以下に規定する支払方法によることが相当であると委託者が合理的に判断する費用

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜0.10%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規

模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、年率0.11%（税抜0.10%）を上限としてこれを変更することができます。
 上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されることで、ファンドの基準価額に反映されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。
 マザーファンドが組入れる主要投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.43%程度（実績値）を保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

（４）その他の手数料等のうち、「および」の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 上記（３）および（４）の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

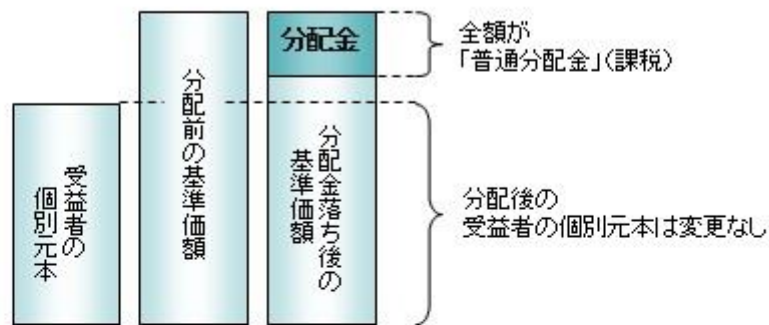
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

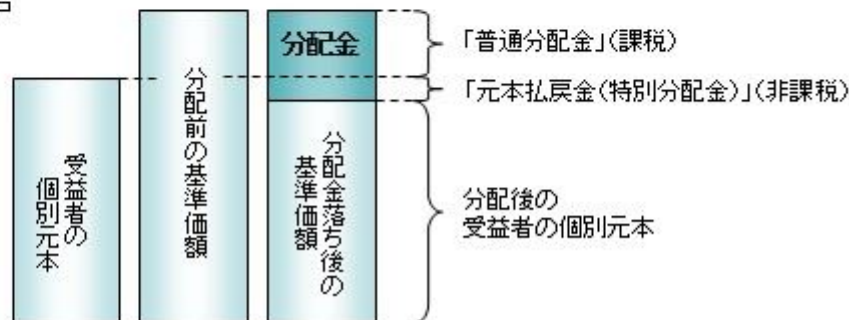
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」といいます。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」といいます。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFFI」といいます。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	5.01%	内容
①運用管理費用の比率	0.64%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	4.37%	ファンドのその他費用および投資対象ファンドにおける費用
ファンドのその他費用	0.11%	ファンドの法定書類作成等に要する費用、監査費用等
投資対象ファンドの運用管理費用の比率	3.85%	投資対象ファンドの運用管理費用
投資対象ファンドの運用管理費用以外の比率	0.41%	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用、監査費用等(実績値)

※対象期間は2024年11月16日～2025年11月17日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ファンドの費用と投資対象ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資対象ファンドの費用については、投資対象ファンドの管理会社が発行する年次報告書(アニュアル・レポート)の記載に基づきます。

※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

5【運用状況】

【シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド】

以下の運用状況は2025年11月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	802,515,010	100.02
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		182,899	0.02
合計(純資産総額)		802,332,111	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド	566,787,916	1.4258	808,126,211	1.4159	802,515,010	100.02

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2023年11月15日)	1,403	1,403	1.2136	1.2136
第2計算期間末 (2024年11月15日)	1,023	1,023	1.3527	1.3527
第3計算期間末 (2025年11月17日)	808	808	1.3968	1.3968
2024年11月末日	966		1.2777	
12月末日	1,040		1.3752	
2025年1月末日	1,024		1.3644	
2月末日	994		1.3242	
3月末日	997		1.3278	
4月末日	926		1.2855	
5月末日	946		1.3128	
6月末日	945		1.3214	
7月末日	919		1.3262	
8月末日	829		1.3316	
9月末日	784		1.3562	
10月末日	804		1.3906	
11月末日	802		1.3868	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2022年12月15日～2023年11月15日	0.0000
第2期	2023年11月16日～2024年11月15日	0.0000
第3期	2024年11月16日～2025年11月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2022年12月15日～2023年11月15日	21.36
第2期	2023年11月16日～2024年11月15日	11.46
第3期	2024年11月16日～2025年11月17日	3.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2022年12月15日～2023年11月15日	1,539,360,313	383,175,480
第2期	2023年11月16日～2024年11月15日	142,179,761	541,981,750
第3期	2024年11月16日～2025年11月17日	0	177,832,531

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド

以下の運用状況は2025年11月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	774,582,194	96.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		27,933,332	3.48
合計（純資産総額）		802,515,526	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ルクセンブルク	投資証券	Schroder GAIA Two Sigma Diversified Class C	31,422.13	25,139.11	789,924,538	24,650.42	774,568,995	96.52
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.61	21,604.91	13,179	21,637.70	13,199	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	96.52
合計	96.52

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※ 設定日: 2022年12月15日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2023年11月	2024年11月	2025年11月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

主要な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC 投資証券	投資証券	96.52
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

■ 株式規模別構成比

	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
大型株	120.8%	- 126.4%	- 5.6%
中型株	21.6%	- 19.9%	1.7%
小型株	8.5%	- 3.2%	5.3%

■ 業種別構成比

	業種	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
株式	情報技術	33.9%	- 24.2%	9.7%
	金融	26.1%	- 18.0%	8.1%
	ヘルスケア	23.2%	- 28.9%	- 5.7%
	一般消費財・サービス	19.9%	- 22.6%	- 2.7%
	資本財・サービス	19.0%	- 16.6%	2.4%
	生活必需品	10.4%	- 9.5%	0.9%
	コミュニケーション・サービス	8.0%	- 11.1%	- 3.1%
	素材	5.6%	- 4.1%	1.5%
	エネルギー	3.7%	- 5.3%	- 1.6%
	公益事業	0.9%	- 7.7%	- 6.8%
	不動産	0.2%	- 1.5%	- 1.3%

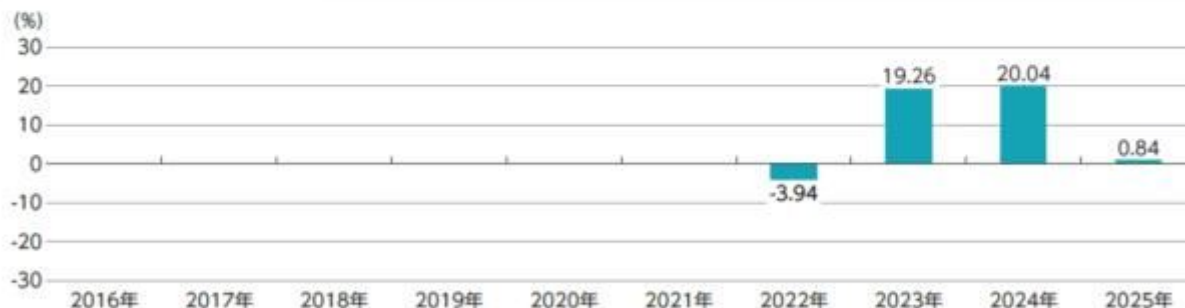
※すべての業種が掲載されていない場合があります。

※株式規模別構成比率および業種別構成比は、マザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド」(◆)の組入状況です。

◆「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」のマスターファンドを指します。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、記載されている構成比を示す比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2022年12月15日が設定日のため、2021年以前の実績はありません。2022年は12月15日から12月末までの騰落率です。

2025年は1月から11月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付

- ・各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。
- ・約定日毎に購入申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。

- (3) 約定日
原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目（各受付期間の最終日を1営業日目として起算）とします。
- (4) 取扱時間
原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・国内の休業日
 - ・以下の1)から4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中（各週*の前週の金曜日から各週の木曜日まで）の各日
- *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。
- 1) 各週の金曜日（各受付期間の最終日）が国内の銀行休業日に該当する場合
 - 2) 各週の木曜日（各受付期間の最終日の翌日）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日（土曜日および日曜日を除く。）に該当する場合
 - 3) 各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
 - 4) 各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
- (6) 申込金額
約定日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社が定める単位とします。ただし、金額指定での申込みのみの受け付けとなり、口数指定での申込みは受け付けません。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
- (10) 米国人投資家に適用ある制限
ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」といいます。）に基づき登録されており、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されており、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」といいます。）に定められた定義のとおりとします。
1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に關し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。
また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。
歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。
自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

- ・各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。
- ・約定日毎に換金（解約）申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。

(2) 約定日

原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目（各受付期間の最終日を1営業日目として起算）とします。

(3) 取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・国内の休業日

・以下の1)から4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中（各週^{*}の前週の金曜日から各週の木曜日まで）の各日

*各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。

- 1) 各週の木曜日（各受付期間の最終日）が国内の銀行休業日に該当する場合
- 2) 各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日（土曜日および日曜日を除く。）に該当する場合
- 3) 各週の金曜日（各受付期間の最終日の翌日）、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
- 4) 各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合

(5) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 解約価額

約定日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(7) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(8) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 解約代金の支払い

原則として、約定日から起算して6営業日目からお支払いします。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後、最初に到来する受付期間に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

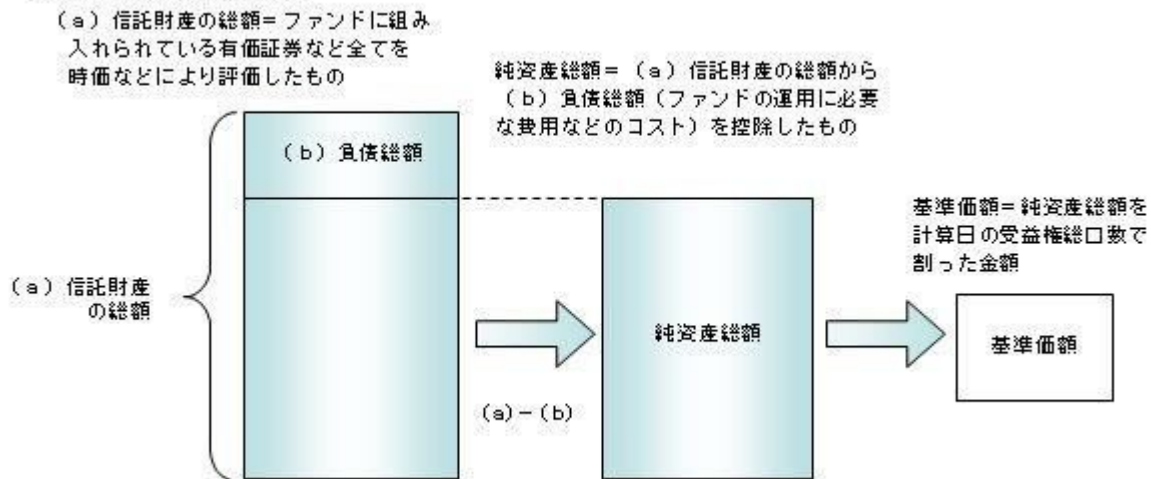
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2032年11月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までとします（2022年12月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月16日から翌年11月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により受益権の総口数が25億口を下回るようになった場合
 - 市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合
 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - 正当な理由があるとき
- この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして

解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

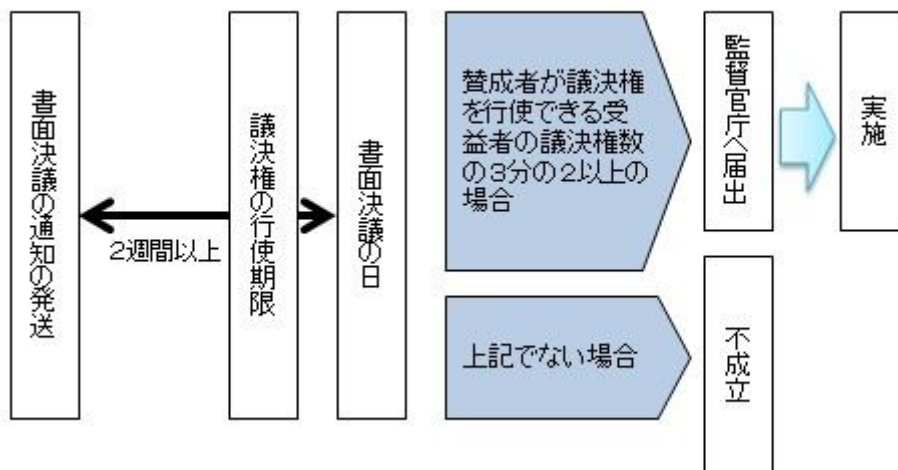
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有

します。

- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年11月16日から2025年11月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュロダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2024年11月15日現在)	第3期 (2025年11月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,027,032,310	811,470,186
流動資産合計	1,027,032,310	811,470,186
資産合計	1,027,032,310	811,470,186
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	174,431	147,539
未払委託者報酬	3,197,972	2,704,765
その他未払費用	516,132	491,671
流動負債合計	3,888,535	3,343,975
負債合計	3,888,535	3,343,975
純資産の部		
元本等		
元本	756,382,844	578,550,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	266,760,931	229,575,898
(分配準備積立金)	245,631,523	213,414,272
元本等合計	1,023,143,775	808,126,211
純資産合計	1,023,143,775	808,126,211
負債純資産合計	1,027,032,310	811,470,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 (自 2023年11月16日 至 2024年11月15日)	第3期 (自 2024年11月16日 至 2025年11月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	120,306,089	28,625,537
営業収益合計	120,306,089	28,625,537
営業費用		
受託者報酬	387,668	310,025
委託者報酬	7,107,247	5,683,557
その他費用	1,113,339	1,028,199
営業費用合計	8,608,254	7,021,781
営業利益又は営業損失（ ）	111,697,835	21,603,756
経常利益又は経常損失（ ）	111,697,835	21,603,756
当期純利益又は当期純損失（ ）	111,697,835	21,603,756
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	27,574,572	3,929,974
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	247,000,539	266,760,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,906,608	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,906,608	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,269,479	62,718,763
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,269,479	62,718,763
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	266,760,931	229,575,898

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2025年11月15日、16日が休業日のため、第3期計算期間は2024年11月16日から2025年11月17日までとしております。このため当計算期間は367日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第2期（2024年11月15日現在）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第3期（2025年11月17日現在）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第2期 [2024年11月15日現在]	第3期 [2025年11月17日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,156,184,833円	756,382,844円
期中追加設定元本額	142,179,761円	-円
期中解約元本額	541,981,750円	177,832,531円
2. 受益権の総数	756,382,844口	578,550,313口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日	第3期 自 2024年11月16日 至 2025年11月17日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,303円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（84,085,960円）、信託約款に規定される収益調整金（29,592,185円）及び分配準備積立金（161,536,260円）より、分配対象収益は275,223,708円（1万口当たり3,638.67円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,957円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（25,458,773円）、信託約款に規定される収益調整金（22,634,699円）及び分配準備積立金（187,880,542円）より、分配対象収益は236,048,971円（1万口当たり4,079.99円）ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 2023年11月16日 至 2024年11月15日	第3期 自 2024年11月16日 至 2025年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第2期 [2024年11月15日現在]	第3期 [2025年11月17日現在]
--	------------------------	------------------------

1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第2期（2024年11月15日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	90,294,318円
合計	90,294,318円

第3期（2025年11月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,416,154円
合計	31,416,154円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期 [2024年11月15日現在]	第3期 [2025年11月17日現在]
1口当たり純資産額	1.3527円	1.3968円
(1万口当たり純資産額)	(13,527円)	(13,968円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド	569,133,249	811,470,186	
合計		569,133,249	811,470,186	

注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（参考）

シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド

貸借対照表

	(2024年11月15日現在)	(2025年11月17日現在)
（単位：円）		
資産の部		
流動資産		
預金	158,994	156,824
金銭信託	388,752	115,388
コール・ローン	35,000,000	31,000,000
投資証券	991,496,754	780,204,079
未収利息	105	297
流動資産合計	1,027,044,605	811,476,588
資産合計	1,027,044,605	811,476,588
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	749,330,447	569,133,249
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	277,714,158	242,343,339
元本等合計	1,027,044,605	811,476,588
純資産合計	1,027,044,605	811,476,588
負債純資産合計	1,027,044,605	811,476,588

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年11月15日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

2025年11月17日現在

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2024年11月15日現在]	[2025年11月17日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,152,968,886円	749,330,447円
期中追加設定元本額	140,686,271円	- 円
期中解約元本額	544,324,710円	180,197,198円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー・ツースigma・ダイバースファイド・ファンド	749,330,447円	569,133,249円
計	749,330,447円	569,133,249円
2. 受益権の総数	749,330,447口	569,133,249口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 2023年11月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	[2024年11月15日現在]	[2025年11月17日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

（2024年11月15日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	63,346,562円
合計	63,346,562円

（2025年11月17日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	41,416,296円
合計	41,416,296円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	[2024年11月15日現在]	[2025年11月17日現在]
1口当たり純資産額	1.3706円	1.4258円
(1万口当たり純資産額)	(13,706円)	(14,258円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder GAIA Two Sigma Diversified Class C	31,422.13	5,043,251.86	
		SISF US Dollar Liquidity Class I	0.61	84.14	
	米ドル 小計		31,422.74	5,043,336.00 (780,204,079)	
合計				780,204,079 (780,204,079)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年11月28日現在です。

【シュロダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	802,515,010円
負債総額	182,899円
純資産総額（ - ）	802,332,111円
発行済口数	578,550,313口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3868円

（参考）

シュロダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	802,515,526円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	802,515,526円
発行済口数	566,787,916口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4159円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

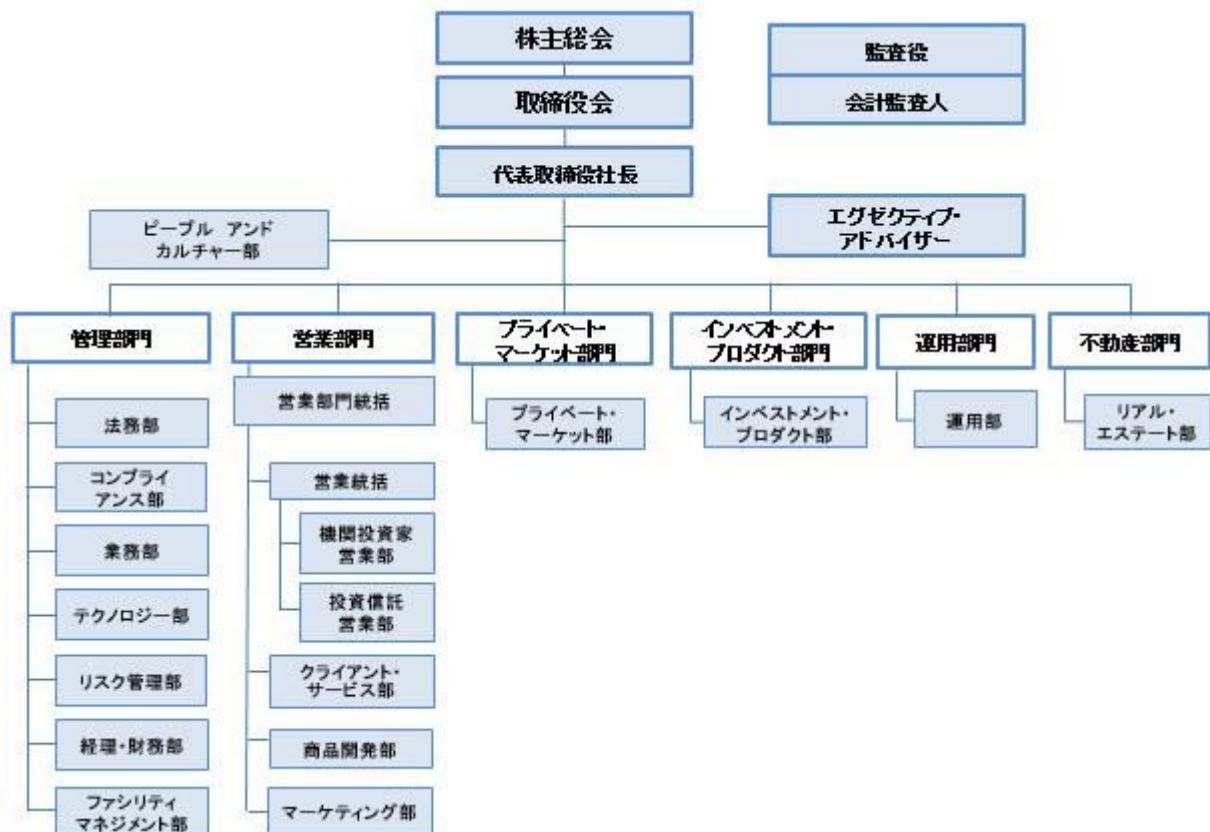
2025年11月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2026年1月末現在）

経営体制

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発送しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。

See（検証）	プロダクト担当は月次でAladdinシステムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認を行います。このプロセスは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー（株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催）で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。
---------	--

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。
2025年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	50	502,510,404,684

3【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第35期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,138,009	1,005,904
前払費用	72,651	60,982
貸付金	1,004,000	1,804,000
未収入金	474,921	240,408
未収委託者報酬	694,454	757,640
未収運用受託報酬	943,202	1,017,947
流動資産合計	4,327,240	4,886,883
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 44,375	37,616
器具備品(純額)	*1 43,489	29,180
有形固定資産合計	87,864	66,796
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	333	133
無形固定資産合計	4,032	3,832
投資その他の資産		
投資有価証券	2,375	2,285
長期差入保証金	260,418	260,418
繰延税金資産	807,085	760,420
投資その他の資産合計	1,069,880	1,023,124

固定資産合計	1,161,778	1,093,754
資産合計	5,489,018	5,980,638

(単位：千円)

	第33期 (2023年12月31日)	第34期 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	73,764	65,109
未払金		
未払手数料	250,277	263,669
その他未払金	1,460,488	1,154,974
未払費用	67,972	61,116
未払法人税等	38,034	250,448
未払消費税等	*2 31,321	78,648
流動負債合計	1,921,859	1,873,966
固定負債		
長期末払金	373,927	290,932
退職給付引当金	845,267	872,197
役員退職慰労引当金	21,046	27,490
資産除去債務	74,928	75,796
固定負債合計	1,315,169	1,266,416
負債合計	3,237,029	3,140,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,261,918	1,850,033
利益剰余金合計	1,261,918	1,850,033
株主資本合計	2,251,918	2,840,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70	221
評価・換算差額等合計	70	221
純資産合計	2,251,989	2,840,254
負債純資産合計	5,489,018	5,980,638

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
営業収益		
委託者報酬	3,064,465	3,378,336
運用受託報酬	3,521,870	3,653,365
その他営業収益	2,137,260	1,828,129
営業収益計	8,723,596	8,859,832
営業費用		
支払手数料	968,159	1,047,269

広告宣伝費	114,349	103,981
調査費		
調査費	246,704	211,132
委託調査費	1,344,567	1,468,370
図書費	2,080	2,371
事務委託費	295,412	311,067
営業雑経費		
通信費	31,603	33,309
印刷費	4,155	7,181
協会費	5,742	3,212
諸会費	8,786	10,998
営業費用計	3,021,560	3,198,893
一般管理費		
給料		
役員報酬	169,292	113,882
給料・手当	1,611,371	1,506,210
賞与	485,200	401,854
交際費	19,031	7,608
旅費交通費	49,984	39,292
租税公課	37,059	43,318
不動産賃借料	267,360	260,518
退職給付費用	182,956	134,494
役員退職慰労引当金繰入	4,909	6,444
法定福利費	210,701	190,707
固定資産減価償却費	16,422	21,395
諸経費	2,196,386	1,984,976
一般管理費計	5,250,676	4,710,703
営業利益	451,359	950,235
営業外収益		
受取利息	501	3,313
受取配当金	73	120
有価証券売却益	66	62
雑益	3,491	468
営業外収益計	4,132	3,964
営業外費用		
為替差損	98,181	80,879
営業外費用計	98,181	80,879
経常利益	357,310	873,320
特別損失		
割増退職金等	28,750	-
固定資産除却損	1,278	1,227
特別損失計	30,028	1,227
税引前当期純利益	327,281	872,093
法人税、住民税及び事業税	18,361	237,312
法人税等調整額	124,102	46,665
法人税等合計	142,463	283,978
当期純利益	184,818	588,114

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				
		資本 準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,077,100	2,067,100	94	2,067,006	

当期変動額						
当期純利益			184,818	184,818		184,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					164	164
当期変動額合計	-	-	184,818	184,818	164	184,983
当期末残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989
当期変動額						
当期純利益			588,114	588,114		588,114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					150	150
当期変動額合計	-	-	588,114	588,114	150	588,265
当期末残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254

重要な会計方針

項 目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識してしております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識してしております。 (3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識してしております。 (4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識してしております。

5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計上の見積り

項 目	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日	
	1. 繰延税金資産の回収可能性	<p>(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産（純額） 760百万円 （繰延税金負債と相殺前の金額は802百万円です。）</p> <p>(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。</p> <p>主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。</p> <p>翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第33期 2023年12月31日現在		第34期 2024年12月31日現在	
	*1. 有形固定資産の減価償却累計額（千円）	建物附属設備 173,078	器具備品 125,345	建物附属設備 178,193
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。		仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度 期首株式数	第33期事業年度 増加株式数	第33期事業年度 減少株式数	第33期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度 期首株式数	第34期事業年度 増加株式数	第34期事業年度 減少株式数	第34期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりまして、未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されておりまして、</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第33期(2023年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,375	2,375	-
長期差入保証金	260,418	260,168	249
長期未払金	373,927	373,296	630

第34期(2024年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,285	2,285	-
長期差入保証金	260,418	259,311	1,107
長期未払金	290,932	286,205	4,726

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	1,138,009	-
貸付金	1,004,000	-
未収入金	474,921	-
未収委託者報酬	694,454	-
未収運用受託報酬	943,202	-
合計	4,254,586	-

第34期(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	1,005,904	-
貸付金	1,804,000	-
未収入金	240,408	-
未収委託者報酬	757,640	-
未収運用受託報酬	1,017,947	-
合計	4,825,900	-

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第33期(2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

第34期(2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第33期(2023年12月31日現在)における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	

投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,375	-	2,375
資産計	-	2,375	-	2,375

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	-	260,168	-	260,168
資産計	-	260,168	-	260,168
固定負債 長期未払金	-	373,296	-	373,296
負債計	-	373,296	-	373,296

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は373,927千円です。

第34期（2024年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,285	-	2,285
資産計	-	2,285	-	2,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	-	259,311	-	259,311
資産計	-	259,311	-	259,311
固定負債 長期未払金	-	286,205	-	286,205

負債計	-	286,205	-	286,205
-----	---	---------	---	---------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は290,932千円です。

(有価証券関係)

1. 投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第33期（2023年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,187	2,105	82
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188	200	12
合計	2,375	2,305	70

第34期（2024年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,599	1,364	234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	686	700	13
合計	2,285	2,064	221

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自2023年1月1日至2023年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第34期（自2024年1月1日至2024年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(デリバティブ関係)

第33期（2023年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第34期（2024年12月31日現在）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左

2. 確定給付制度	2. 確定給付制度
(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円)	(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円)
期首における退職給付引当金	期首における退職給付引当金
995,328	845,267
退職給付費用	退職給付費用
182,956	134,494
退職給付の支払額	退職給付の支払額
333,017	107,564
期末における退職給付引当金	期末における退職給付引当金
<u>845,267</u>	<u>872,197</u>
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円)	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円)
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
-	-
年金資産	年金資産
-	-
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
845,267	872,197
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
<u>845,267</u>	<u>872,197</u>
退職給付引当金	退職給付引当金
<u>845,267</u>	<u>872,197</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
<u>845,267</u>	<u>872,197</u>
(3)退職給付に関連する損益 (千円)	(3)退職給付に関連する損益 (千円)
簡便法で計算した退職給付費用	簡便法で計算した退職給付費用
182,956	134,494

(税効果会計関係)

第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	第34期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認	未払費用否認
545,999	494,937
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
258,821	267,066
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
6,444	8,417
資産除去債務	資産除去債務
22,943	23,208
その他	その他
6,959	8,852
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
<u>841,167</u>	<u>802,483</u>
評価性引当額	評価性引当額
-	-
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
<u>841,167</u>	<u>802,483</u>
繰延税金負債	繰延税金負債
未確定債務に対する為替	未確定債務に対する為替
差益	差益
33,252	42,062
その他	その他
828	-
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
<u>34,081</u>	<u>42,062</u>
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
<u>807,085</u>	<u>760,420</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 12.9% その他 0.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 43.5%	法定実効税率 30.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 4.9% その他 3.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 32.6%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を10年間(建物附属設備の減価償却期間)と見積り、割引率は減価償却期間に見合う国債の流通利回り(1.4%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、2023年12月期において資産除去債務の再見積りを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り(0.25%)を使用して計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	第33期		第34期	
	自 2023年1月1日	至 2023年12月31日	自 2024年1月1日	至 2024年12月31日
期首残高		58,335		74,928
有形固定資産の取得に伴う増加額		-		-
再見積りに伴う増加額		15,776		-
その他増減額(は減少)		816		867
期末残高		74,928		75,796

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位:千円)

委託者報酬	3,046,723
運用受託報酬	3,495,910
その他営業収益	2,137,260
成功報酬(注)	43,701
合計	8,723,596

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位:千円)

委託者報酬	3,358,741
運用受託報酬	3,631,296
その他営業収益	1,828,129
成功報酬(注)	41,664
合計	8,859,832

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,064,465	3,521,870	1,875,504	261,756	8,723,596

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	その他	合計
6,221,543	2,502,053	8,723,596

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位: 千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,378,336	3,653,365	1,689,616	138,513	8,859,832

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	英国	その他	合計
6,349,722	1,135,609	1,374,500	8,859,832

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国(13%)であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

第34期会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）
該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）
該当事項はありません。

第34期会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 ）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

1 関連当事者との取引

（1）親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金）（注1）	75,534	未払金（その他未払金） 長期未払金	19,184 188,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

（2）兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の 子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6百万ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収（注7） 受取利息	- 501	貸付金 未収入金	1,004,000 73
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注8） サービス提供業務報酬の受取（注9） 情報提供業務報酬の受取（注10） 役務提供業務の対価の受取（注10） 運用再委託報酬の支払（注8） 一般管理費（諸経費）の支払（注10）	274,609 551,791 42,011 61,306 798,573 1,252,529	未収運用受託報酬 未収入金 未収入金 未収入金 未払金（その他未払金）	27,811 219,524 210,113
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注8）	60,686	未収運用受託報酬	5,497

							サービス提供業務報酬の受取（注9）	397,948	未収入金	105,206
							運用再委託報酬の支払（注8）	300,314	未払金（その他未払金）	3,464
							一般管理費（諸経費）の支払（注10）	104,414		
兄弟会社（注5）	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注8）	41,544	未収運用受託報酬	3,607
							サービス提供業務報酬の受取（注9）	13,902	未収入金	6,693
							役務提供業務の対価の受取（注10）	15,370		
							運用再委託報酬の支払（注8）	1,441		
							一般管理費（諸経費）の支払（注10）	515,751	未払金（その他未払金）	75,222
兄弟会社の子会社（注6）	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・エス・エー	ルクセンブルク	14.6百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注8）	902,324	未収運用受託報酬	69,926
							サービス提供業務報酬の受取（注9）	797,376	未収入金	64,928
							運用再委託報酬の支払（注8）	33,193	未払金（その他未払金）	3,380

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ホンコン）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。
- (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	当社の最終親会社	一般管理費(役員および従業員の賞与の負担金)(注1)	48,552	未払金(その他未払金)	19,085
									長期未払金	103,613

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社(注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6百万ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の貸付(注8)	800,000	貸付金	1,804,000
							受取利息	3,313	未収入金	555
兄弟会社(注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注9)	253,827	未収運用受託報酬	14,379
							サービス提供業務報酬の受取(注10)	424,854	未収入金	124,584
							情報提供業務報酬の受取(注11)	38,515		
							役務提供業務の対価の受取(注11)	1,407		
							運用再委託報酬の支払(注9)	907,801	未払金(その他未払金)	172,972
一般管理費(諸経費)の支払(注11)	1,142,002									
兄弟会社(注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注9)	28,981	未収運用受託報酬	1,415
							サービス提供業務報酬の受取(注10)	346,419	未収入金	26,242
							運用再委託報酬の支払(注9)	312,912	未払金(その他未払金)	34,893
							一般管理費(諸経費)の支払(注11)	104,049		
兄弟会社(注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注9)	39,706	未収運用受託報酬	1,505
							サービス提供業務報酬の受取(注10)	16,140	未収入金	815

							有価証券届出書（内国投資信託受益証券）			
							運用再委託報酬の支払（注9）	3,620	未払金（その他未払金）	41,985
							一般管理費（諸経費）の支払（注11）	466,923		
兄弟会社の子会社（注6）	シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッド	イギリス、ロンドン市	9.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注9）	843,177	未収運用受託報酬	69,622
							サービス提供業務報酬の受取（注10）	706	未収入金	66
兄弟会社の子会社（注7）	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取（注9）	734,805	未収運用受託報酬	75,291
							サービス提供業務報酬の受取（注10）	748,871	未収入金	40,119
							運用再委託報酬の支払（注9）	22,758	未払金（その他未払金）	2,734
							一般管理費（諸経費）の支払（注11）	7,802		

（注2）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注3）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注4）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・（ホンコン）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注5）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注6）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・ユニット・トラスト・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注7）当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが同12%を保有しております。

（注8）資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注9）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注10）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

（注11）情報提供業務・役員提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第33期		第34期	
自	2023年 1月 1日	自	2024年 1月 1日
至	2023年12月31日	至	2024年12月31日

1株当たり純資産額	229,794円83銭	1株当たり純資産額	289,821円93銭
1株当たり当期純利益	18,858円99銭	1株当たり当期純利益	60,011円71銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 184,818千円 普通株式に係る当期純利益 184,818千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 588,114千円 普通株式に係る当期純利益 588,114千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株</p>	

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表
（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

第35期 中間会計期間末
2025年6月30日

資産の部	
流動資産	
預金	696,175
前払費用	55,053
貸付金	1,565,000
未収入金	197,140
未収委託者報酬	722,309
未収運用受託報酬	552,383
流動資産合計	3,788,062
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備(純額)	*1 28,485
器具備品(純額)	*1 24,107
有形固定資産合計	52,593
無形固定資産	
電話加入権	3,699
ソフトウェア	66
無形固定資産合計	3,766
投資その他の資産	
投資有価証券	2,175
長期差入保証金	378,104
繰延税金資産	642,208
投資その他の資産合計	1,022,488
固定資産合計	1,078,848
資産合計	4,866,911

（単位：千円）

第35期 中間会計期間末
2025年6月30日

負債の部	
流動負債	
預り金	67,000
未払金	
未払手数料	242,581
その他未払金	708,937
未払費用	56,593
未払法人税等	22,713
未払消費税等	*2 43,747
賞与引当金	167,063

役員賞与引当金	26,629
流動負債合計	1,335,265
固定負債	
長期未払金	205,287
退職給付引当金	880,620
役員退職慰労引当金	20,505
資産除去債務	76,868
固定負債合計	1,183,281
負債合計	2,518,547
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,358,251
利益剰余金合計	1,358,251
株主資本合計	2,348,251
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	111
評価・換算差額等合計	111
純資産合計	2,348,363
負債純資産合計	4,866,911

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第35期 中間会計期間	
	自 2025年1月1日	
	至 2025年6月30日	
営業収益		
委託者報酬		1,621,305
運用受託報酬		1,637,212
その他営業収益		742,507
営業収益計		4,001,026
営業費用及び一般管理費	*4	3,792,706
営業利益		208,319
営業外収益	*1	4,639
営業外費用	*2	5,043
経常利益		207,915
特別損失	*3	42,220
税引前中間純利益		165,695
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等調整額		118,212
法人税等合計		118,477
中間純利益		47,218

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期 中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計		

当期首残高	490,000	500,000	1,850,033	2,840,033	221	2,840,254
当中間期変動額						
剰余金の配当			539,000	539,000		539,000
中間純利益			47,218	47,218		47,218
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					110	110
当中間期変動額合計	-	-	491,781	491,781	110	491,891
当中間期末残高	490,000	500,000	1,358,251	2,348,251	111	2,348,363

重要な会計方針

項 目	第35期中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。</p> <p>(4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
--	--

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第35期中間会計期間末 2025年6月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 187,323千円 器具備品 139,807千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第35期中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 4,485千円
*2. 営業外費用の主要項目	為替差損 5,033千円
*3. 特別損失の主要項目	割増退職金等 42,220千円

*4. 減価償却実施額	有形固定資産	15,275千円
	無形固定資産	66千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度 期首株式数	第35期中間会計 期間増加株式数	第35期中間会計 期間減少株式数	第35期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 3月26日 定時株主総会	普通株式	539,000	55,000	2024年 12月31日	2025年 3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2025年6月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,175千円	2,175千円	-
長期差入保証金	378,104千円	369,637千円	8,467千円
長期未払金	205,287千円	201,167千円	4,119千円

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額としている金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,175千円	-	2,175千円
資産計	-	2,175千円	-	2,175千円

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としていない金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産				
長期差入保証金	-	369,637千円	-	369,637千円
資産計	-	369,637千円	-	369,637千円
固定負債				
長期未払金	-	201,167千円	-	201,167千円
負債計	-	201,167千円	-	201,167千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、合理的に見積りした回収予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、中間貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は378,104千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、中間貸借対照表計上額における長期未払金の額は205,287千円です。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間末（2025年6月30日現在）

投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。なお、投資有価証券における種類毎の中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	1,586千円	1,464千円	122千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	589千円	600千円	10千円
合計	2,175千円	2,064千円	111千円

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間末（2025年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	75,796千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（は減少）	1,072千円
当中間会計期間末残高	76,868千円

(収益認識関係)

第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	1,600,156千円
運用受託報酬	1,620,401千円
その他営業収益	742,507千円
成功報酬（注）	37,960千円
合計	4,001,026千円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,621,305	1,637,212	645,305	97,202	4,001,026

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
2,863,891	549,950	587,185	4,001,026

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国（14%）であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第35期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第35期中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日	
1株当たり純資産額	239,628 円93銭
1株当たり中間純利益	4,818 円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	47,218 千円
普通株式に係る中間純利益	47,218 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙等に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや愛称、図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
グループ会社全体の運用総額
シュローダー・グループのご紹介

- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 竹内 知明

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンドの2024年11月16日から2025年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンドの2025年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。